

## 中野市産地・観光PR用シンボルマーク使用管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、中野市産地・観光PR用シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の幅広い使用を促進し、中野市の知名度の向上を図るため、使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領においてシンボルマークとは、別図に掲げるものをいう。

### (使用の範囲)

第3条 シンボルマークを使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中野市産農産物
- (2) 中野市内で製造された加工食品
- (3) 中野市内で生産された原料を使用した加工食品
- (4) 前各号に該当するものを取り扱っている飲食店、宿泊施設、販売店等
- (5) 中野市のPR及びイメージアップに資するもの
- (6) その他市長が認めるもの

### (使用の許可)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、中野市産地・観光PR用シンボルマーク使用許可申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出し許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し許可するときは、中野市産地・観光PR用シンボルマーク使用許可証（様式第2号）（以下「使用許可証」という。）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の許可をする場合必要と認めるときは、条件を付すことができる。
- 4 シンボルマークの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の申請情報については、原則として市ホームページで公開するものとし、その詳細は別に定める。

(使用許可の変更)

第5条 使用者は、使用許可に変更が生じた場合は、速やかに中野市産地・観光PR用シンボルマーク使用許可変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用期間)

第6条 シンボルマークの使用期間は、使用許可証の交付日から2年が経過した後の年度末までとする。ただし、特段の申し出がない場合は1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

(使用の中止)

第7条 使用者はシンボルマークの使用を中止する場合は、速やかに中野市産地・観光PR用シンボルマーク使用中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(使用の権限)

第8条 使用者は、無償でシンボルマークを使用できる権利を有する。

2 使用者は、他人にこの権利を譲渡することはできない。

(使用許可の取り消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シンボルマークの使用の許可を取消することができる。

- (1) 法令もしくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 使用方法が、中野市のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、シンボルマークの使用を不相当と認めるとき。

(事故及び苦情の処理)

第 10 条 シンボルマークを使用した商品等又は役務に係る事故並びに苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者の責任の下に適切に処理しなければならない。

- 2 使用者は事故等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する事故等については、市長はその責を負わないものとする。

(調査及び報告)

第 11 条 市長は、シンボルマークの使用者に対し、必要と認められる場合は、その商品又は役務内容等を閲覧若しくは提出を求め、必要に応じ立ち入り等の調査又は指示をすることができるものとする。

- 2 シンボルマークの使用者は、市長から求められた場合には、速やかに中野市産地・観光PR用シンボルマーク使用状況報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、市長が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 10 日から施行する。

別図

<モノクロ>



<カラー>

